

令和7年第2回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月18日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時29分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（13名）

副議長	1番	村上 緑一君	2番	石川 陽介君
	3番	湊 祐介君	4番	中山 義隆君
	5番	加納 由美子君	6番	奥山 かおり君
	7番	西川 剛君	8番	佐藤 正君
	9番	真保 誠君	10番	喜多 武彦君
	12番	大西 陽君	13番	十河 剛志君
議長	15番	山居 忠彰君		

出席説明員

市長	渡辺 英次君	副市長	法邑 和浩君
総務部長	大橋 雅民君	市民部長	三上 正洋君
健康福祉部長	東川 晃宏君	経済部長	坂本 英樹君
建設環境部長	藪中 晃宏君	財政課長	佐藤 寛之君

教育委員会 教育委員会長	泉山 浩幸君	教育委員会 生涯学習部長	丸 徹也君
-----------------	--------	-----------------	-------

市立病院 副管理者	中館 佳嗣君	市立病院 経営管理部長	池田 亨君
--------------	--------	----------------	-------

監査委員 浅利知充君

監査委員長 土田実君

事務局出席者

議会事務局長 岡崎忠幸君

議会事務局長 須藤友章君

議会事務局
総務課副長 德竹和美君

議会事務局
総務課主任主事 清水健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君）　ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君）　ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君）　御報告申し上げます。

　　本日の議事日程は一般質問であります。

　　以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君）　ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（村上緑一君）　それでは、これより議事に入ります。

　　日程第1、一般質問を行います。

　　7番　西川剛議員。

○7番（西川　剛君）（登壇）　令和7年第2回定例会に当たり、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

　　第2次土別市まちづくり総合計画の策定経過について伺います。

　　2018年、平成30年度から8年が経過、現在の第1次まちづくり総合計画が今年度終了いたします。2026年度、令和8年度からの第2次土別市まちづくり総合計画の概要や策定作業の状況も徐々に知らされているところから、現在振興審議会の諮問中とは思いますけれども、まずは基本構想や基本計画の概要について改めてお知らせいただきたいと思います。

　　さらに、総合計画の策定方針に掲げられた基本的な姿勢として、計画策定に当たっての視点、方針では7項目ございますが、市民参加による計画づくりという点も併せて、この間、基本姿勢に基づいて策定作業にどう取り組まれているかをお知らせください。

　　次に、4年ごとに実施するとされている施策アセスメントについて伺います。

　　本議会の行政報告では、既に市民からの外部評価を受けたとされておりますが、振興審議会に提出をされていますアセスメントシート、現在、市のホームページに公開されているものを見ますと、101の評価グループごとに調書が取りまとめられております。こちらは4年前に実施をしました評価とその手法が、大きく変更されているように思われますが、8年間の基本目標、基本施策に対する最終年度評価として、あえて変更した理由を伺います。

　　また、4年前のアセスメントでは、定量的な指標に対する評価であったものが、今回のアセスメントでは、実施内容の有無レベルの記載にとどまっているものも見られます。さらに、市の内部評価の最後の項目であります施策の課題・方策においては、101評価グループのうち、実に18グループが課題なしとされ、そのほかにも、課題の記載はあるものの今後の方策の記載がないものなども見られます。これらは、次期計画にどう反映されるのでしょうか。課題がないとなるなら、この先対応すべき施策や事業も要らないとなるのではないでしょうか。8年間

のまとめとして市民と共有すべき資料としては、甚だ不十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。考え方をお聞きいたします。

このような状況となっている要因としては、私は施策グループ評価の前提として、実行・展望計画事業の評価作業が明らかになっていない、ということがあるのかなと思うのですが、実行・展望計画事業の取りまとめはどういった状況でしょうか、お知らせください。さらに、実施済みということであれば、その情報は明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

関連しまして、実行・展望計画事業評価のうち、市長の公約事業の評価はどうなっているでしょうか。昨年第4回定例会の質問に対しては、中間年である令和4年度中間評価以降に、新たに市長公約関連事業として26本の事業を総合計画に盛り込んだとされております。その際、答弁で触れられていた高校魅力化支援事業、地域循環型住宅リフォーム促進事業の2事業については、今回明らかにされております施策アセスメント調書においては、その表記が見当たりません。繰り返しとなります、市長公約事業評価内容についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、今後の財政見通しについてお伺いをいたします。

改めまして、次期まちづくり総合計画では、本市の目指すべき2050年、地域のありたい姿、25年後の未来を明らかにするとともに、総合的かつ戦略的な市政運営を推進するため、市民にまちづくりの長期的な展望を示すとされております。人口減少の状況は、社人研の人口推計とともに、短期としては2033年に1万3,200人、2050年8,600人と人口ビジョンが明らかにされている一方で、財政見通しは明らかにされておりません。

5月28日開催の財政状況市民説明会にも私も参加をさせていただきましたが、配付説明資料には、合併以後の本市の財政状況はありつつも、次年度以降、将来にわたる財政の見通しについて、数字は明らかにされていませんでした。私から言うまでもなく、中長期的なまちづくり計画を着実に実行するためには、その前提となる財政基盤の確立が重要です。そのためにも、今後の人ロ減少に応じた財政の見通しを推計するとともに、財政基盤が確立できなければ、それに向けては、現在の行財政運営戦略や財政健全化実行計画などの新たな財政計画も当然必要だと思いますが、現在の取組状況についてお知らせください。

財政見通しの公表は、まちづくり総合計画策定のみならず、現在、市が進めている公共施設の見直しに対する市民理解の前提としても必要なことだと思いますので、できる限り速やかに行うことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

これらに対する見解を求め、この質問を終わります。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、第2次総合計画の策定経過と基本構想、基本計画についてです。

市では、第2次総合計画の策定に当たり、令和7年4月に策定方針を定め、市ホームページ

で公開しました。策定方針では、人口減少が進む未来を予測しながらも、本市の目指すべき2050年の地域のありたい姿として将来像を見据えることや、ウェルビーイングの考えである、市民がまちに愛着を持ち、幸せを感じて住み続けることなどの視点を持ちながら、市民との協働によって分かりやすい計画づくりを進めることとしています。

こうした中、計画づくりの基礎資料とするため、昨年度は市民意識調査や、中学生、高校生の意識調査を実施し、幸福度や施策に対する満足度、将来に引き継がなければならない本市の財産や特色などを分析しました。

また、委託業者の紹介により、大阪大学からフューチャーデザイン、いわゆる将来世代の視点を取り入れたまちづくりの政策立案の先駆者である倉敷教授らをお招きし、翔雲高校でワークショップを開催しました。

加えて、小・中学生を対象に、みんなの未来提案シートを募集し、授業などで、自身が大人になったとき、どのようなまちであるべきかを考えもらいました。

さらに、2月にまちづくり懇談会を5会場で開催し、第2次総合計画の基本的な考え方や将来人口などについて、広く意見交換を行ってきました。

こうした取組や士別市振興審議会における協議、関係団体との意見交換を行う中で計画づくりを進めてきたところであり、計画の体系は、基本構想、基本計画、実行計画の三層構造とする考えです。

初めに、基本構想のうち、目指す都市像は、平成17年に士別市と朝日町が合併してから引き継いできた天塩の流れとともに人と大地が躍動する健やかなまちを継続します。また、都市像を実現するための基本理念は、地域力で進める幸福なまちづくりとし、これまで培ってきた地域力を継承し、人口は減少したとしても、将来にわたって市民が地域で幸福を感じながら住み続けることができるまちづくりを目指した構成となっています。ありたい姿である将来へ引き継ぐ士別らしさには、天塩川や農業、健康スポーツ、羊、合宿、自動車等試験研究の6分野を位置づけています。

人口ビジョンは、2033年に1万3,000人、2050年に8,600人を設定し、移住定住の促進や担い手の確保など様々な施策を推進する中で、社人研の推計から減少率を抑制する目標としました。また、これら長期ビジョンの実現に向けて、5つの基本目標を掲げました。基本計画を構成する各分野の施策や取組については、施策アセスメントによる検証や振興審議会に設置した専門部会での協議を重ねる中で引き続き検討してまいります。

次に、施策アセスメントについてです。

令和3年度の総合計画中間年の施策アセスメントでは、地区保健活動の推進や母子保健の充実、成人保健の充実など、同じ分類となる複数の施策を1つの評価グループに集約し、全61の施策グループで検証を行ったものです。

今回実施した最終年の施策アセスメントについては、計画の締めくくりを迎えることや、第2次計画の施策を検討するに当たり、基礎資料とするため、現計画に記載した101全ての施策

グループについて検証しました。このうち、課題なしと記載した施策についても、専門部会の中で担当課長から取組や効果などを説明し、委員との協議、意見交換を行っています。この課題なしの表記については、施策の方向性や事業の実施手法について、評価時点では目立った課題がなく、計画に基づき順調に推移していることを意味します。

引き続き、こうした検証を踏まえながら、向こう8年間で目標を達成するための施策の検討を進めるほか、市民との適切な情報共有に努めてまいります。

また、実行・展望計画の評価については、今回の施策アセスメントの前段に、行政の内部評価として令和4年度から実施した236事業の総事業点検を行い、おおむね順調に推進していることを確認しています。なお、内部評価資料であることから、公表については考えていないところです。

次に、市長政策で掲げた高校魅力化事業と地域循環型住宅リフォーム促進事業の評価についてです。

高校魅力化事業においては、学力向上に向けた支援や、資格取得に対する助成、部活動や地域との協働学習に対する支援などを行う中で、間口の維持に努めてきたところです。上川北部の中学校卒業者数が減少する中、間口維持に向けても厳しい状況が続く見込みですが、引き続き商店街との連携や商品開発、生徒の目標、進路の実現など、高校の特色や魅力が効果的に発信されるよう、連携を深めてまいります。

地域循環型リフォーム促進事業については、地域経済の好循環に向けて、地元事業者を活用した住宅改修への助成を行う制度です。令和4年度から252件の助成を行い、市民の快適な住宅、住環境確保を支援したほか、地元業者の利用促進を含めて一定の経済波及効果があつたことを確認しています。今後は、行政として持続可能な支援制度とするために、業務の効率化や支援内容について見直しを加えながら継続する考えです。

次に、今後の財政見通しについてです。

5月28日に開催した財政状況市民説明会では、この時点で確定しているデータを基に財政の現状を御説明し、市民が財政に対する理解を深めていただくことを目的に開催したものであり、将来の見通しまでの説明には至っていません。

将来の人口減少を見据えた財政見通しの策定が喫緊の課題であると認識していますが、今月から令和6年度決算の分析作業が始まったばかりであり、各部における8年度以降の事業規模も把握できていない段階であることから、現在は国や北海道の財政見通し、そして、本市の人口ビジョンに基づく将来の税収や地方交付税の見込み、扶助費などの義務的経費の推計作業など、可能なものから順次進めているところです。

この財政見通しの推計作業と並行して、安定した財政基盤を確立するための新たな財政計画の策定準備作業にも着手しているところであります。現在の行財政運営戦略や財政健全化実行計画の後継として、時代の変化と人口減少に対応する中で、財政状況の改善に向けた指針として機能する新たな財政計画を模索しているところです。

最後に、財政見通しの公表時期についてです。

第2次総合計画の策定作業と連動して行う、将来的な財政の見通しの推計作業については、人口減少に伴う影響や公共施設の老朽化対策をはじめ、複雑な要因を精査しながら慎重に進める必要があり、一定の時間を要することから、現段階の想定としては、遅くともパブリックコメント実施前までの11月から12月頃をめどに作業を終え、速やかに推計値を公表する予定です。併せて現在進行中の行財政運営戦略や財政健全化実行計画の検証を踏まえた新たな財政計画についても、将来的な見通しを踏まえ、必要に応じて内容を再構成する方向で準備を進めており、第2次総合計画と将来を見通す財政推計、さらには、新たな財政計画との整合を図る中で、市民の皆様にお示しできるよう、精力的に作業を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

まず、施策アセスメントの前提として、実行・展望計画事業の評価作業について、御答弁では236事業に関して総事業点検をして、実施はしているのだ、という答弁をいただきました。ただ、内部資料なので公表を考えていないという答弁でした。私は端的に言って、あり得ないと思います。実行・展望計画自体が4年4年の部分で計画として既に公表されているものなので、これの実績がどうであったかということが、当然それは公表すべき資料だと思いますので、速やかな公表を求めたいと思います。

今回実行・展望計画を改めて見ますと、4年ごとのローリング作業ということで、4年4年の評価作業に今回の8年間の総合計画はなったわけありますけれども、その悪い面ではないかなと私は思いますけれども、振り返ってこの4年間の中、令和7年度までのこの期間は、いわゆる施策の中で補助金と言われているものについては、7年度まではやりますと。ただし、現在の行財政運営戦略の補助金ガイドラインに基づいて、令和7年度最終年評価で8年度からどうするかを決めますということが実行・展望計画には注意書きがされています。

ただ、実態は、市は6年度に事務事業アセスメントを実施し、その結果に基づいて、4年を待たずして、最終年度の7年間に補助金の削減なども進めてるということもあるので、そういった計画をどう変更したかということも含めて、この実行・展望計画の評価については公表すべきだと思います。その点、改めて考え方をお聞かせ願いたいと思います。

これが今回の施策アセスメント、課題なしといって、答弁では、審議会の中で担当課長が口頭で説明したというのだったら、施策アセスメントの課題なしも、その口頭説明資料のように置き換えて、ぜひ評価シートも更新を併せてお願いしたいと思います。

やはり、市がこの間、言っていただいているP D C Aです。プラン、ドゥ、チェック、アクション。その部分でいくと、このチェックは、あって初めて次どうするかということなので、この作業がやはり市民の目に触れるように、ぜひお願いしたいと思います。

昨日の大西議員の地区別計画についても、現行地区別計画の総括なしに次年度からは格上げ

したということも、結局このチェックが明らかになっていないということがあると思いますので、ぜひ、実行・展望計画の評価の公表と施策アセスメントにおける課題なしの部分が実は違うのであれば、その修正ということでぜひお願ひしたいと思います。

2つ目は、市長公約に関してです。

2事業について、答弁で触れていただきました。ぜひ、26事業、先ほどの実行・展望計画の中における市長公約事業、26事業の評価を見たいと思います。この公約に関して、昨日の大西議員の質疑では、市長は、公約だから必ず形にするという考え方ではないとの考えを述べられていました。選挙における評価、有権者が選ぶ基になる情報という点で、私はいかがなものかとは思いますが、選挙に関して、これは御本人の考え方なので、そうであれば、選ぶ側がそこも踏まえてということだと思いますが、ただ、今回取り上げておりますまちづくり総合計画の実行・展望計画に盛り込んだとなれば、それは公約の達成がどうかというよりは市としての計画進捗がどうかということなので、繰り返しになりますけれども、この26事業についても実施できていないものも含めて、ぜひ実行・展望計画の評価の公表も併せてお願ひしたいと思います。

財政について、3点目です。

これからだということなんですけれども、やはり今後の市の将来を市民と共有するという策定方針でいけば、財政見通し、なかなか作業として難しいのだということは私もそうだと思うんですが、例えば人口規模1万3,000人の自治体でいけば、基準財政がどうなっているかとか、あるいは8,000人規模になったまちは、これは日本全国見れば今の状況でも自治体としては存在するわけで、例えばそういう自治体でいえばこれぐらいの財政規模になるという、そういう見通しなので、まずはそういう市民が共有できる財政規模、私は、市が出してしまって、数字がということも懸念はあるかもしれませんけれども、かなり注釈を入れて、現時点、現行制度の中の人口規模、1万3,000人であればこれぐらいだとか、そういうたやはりこれから25年後、長い先を見据えるとすれば、そういう財政見通しを出すべきだと思いますし、その点については、精査な財政推計作業というよりは、おおむね今後の市民と議論していく中の理想の姿ということで、ぜひそこに御努力いただけたらなと思っています。

あわせて、それを見たときに、今、市が取り組んでいる公共施設の統廃合でありますとか事務事業の見直しというのが、根拠を持ってしっかりと市民に説明できると思いますので、この点、財政の見通しについての情報提供、あるいはそれに対する市の考え方、今後の対応についての早期の公表についても求めたいと思いますけれども、以上3点、再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから、政策アセスの関係について答弁させていただきます。

まず、236の実行・展望計画、私ども、総事業点検という形で今回させていただきました。先ほど、副市長から答弁したとおり、施策アセスメントに向けた基礎資料ということで総事業

点検を行ったわけです。市長公約に掲げているものも含めて総事業点検を行いました。基本施策と市長公約が連動している部分については、市長公約の評価についても施策アセスに盛り込まれているところです。

総事業点検は基礎資料ということで施策アセスに含まれているという観点から、私どもは内部資料という位置づけで公表をしないというか、差し控えるといったような観点で今取扱いを進めているところです。

あと、その中で課題なしといったような表記についてなんですかけれども、振興審議会の中では、どうして課題がないのかといったところ、その評価シートの上段にある部分を中心に説明をして、課題なしと。振興審議会からの御意見も付して、今公表しているところです。

口頭による説明といった部分になってていますけれども、チェックシートに書かれている以外の部分については、そう多く説明しているわけではありませんし、これまで取り組んだことを中心に振興審議会で説明をし、御議論いただいたところです。

課題なしといったところの表記については、いま一度、記載する部分があるのかどうかといったところは、内部でいま一度精査したいと思っています。

それと、市長公約、26事業の部分についてですけれども、総事業点検の中でその26事業も含めて内部評価を行っています。この部分については整理でき次第、公表に向けて準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 財政の見通しについてであります。

議員おっしゃるように、先日実施した市民向けの財政説明会の折には、今の財政状況はこうですよということで、そこには例えば人口が今こういうふうに減少しています。ただ、歳出は逆に伸びていますよと。財政調整基金は今これぐらいの残高でありますし、逆に市の借入れについてもこういった状況でありますということで、まず現状をお伝えしました。

それを踏まえて、将来を見通したときには、当然、このままの同じ財政運営をやっていけば、これは全てのものが維持していくないということは見通せるので、ちょっといろんな部分であらゆる見直しをしていく必要がありますということで説明をいたしましたところであります。

将来的なその財政推計というのももちろん大事だと思います。これは財政推計というのは、例えば前提条件があって、今の国の制度だと、例えば交付税制度なんていうのは市にとって大きく左右される事項になりますので、そういった前提条件があつて、将来を見通して推計とかつてしていくんですけども、ただ、令和3年の健全化実行計画の初年度で大幅に乖離したように、やはりなかなか実際の見通しと実際の決算の部分についてはちょっと乖離が生じていったようなことも、間々起きていくといった部分もあります。

そうした中で議員が、例えばこれから1万3,000人になっていく、将来8,000人になっていくという中で、そうしたときにその標準財政規模がこれぐらいになるというぐらいは示したらいい

いのではないかとも含めて、市民に分かりやすい伝え方をする中で、いろんな今後の施設の統廃合であるとか、いろんな部分の判断材料にしてもらつたらいいのではないかというお話でもあつたと思います。

確かに、標準財政規模というのは一つの指標ではあると思うんです。間違いなく人が減れば、それは財政規模も縮小していきますし、それに見合った財政運営をしていかなければならないというのは当然のことなんありますけれども、ただ、何というんですか、標準財政規模というのは、もちろんただの人口だけではなくて、いろんな産業構造とか、自治体によっても特徴がそれぞれあって、同じ人口でも標準財政規模って当然違つてきたりはするのでありますけれども、こうした分かりやすい情報提供といったようなことが、さらには市として、今こうなっていますよ、将来はこうなるであろうという根拠を持って説明するようなことも必要だと思っていますので、そうするとやはり今取り組んでいる総合計画というのは、大きくこれは推計にも左右していきますし、もちろん財政運営にも関わってくる事項なので、まずはこうしたこともしっかりと踏まえながら、見ながら、そして出来上がった推計については、これは市がまちづくり懇談会等々を通す中で、さらには今回ありましたような財政説明会などを通して説明していくということのほうが、これはあるべき姿ではないかなと考えているところであります、今、鋭意推計等々については作業を進めているところでありますので、取りまとまった段階においては、速やかに市民皆さんに説明、そして公表といったようなことで行っていきたいと考えております。

○副議長（村上縁一君）　西川議員。

○7番（西川　剛君）　確認として、市長公約事業に関する評価については出来上がり次第公表するということですけれども、これは私は実行・展望計画には含まれていますよねということを言っているので、これは実行・展望計画の全事業の評価書が出てくるという、こういう理解でよいかというのが1点。私は出してくださいということを言っているので、これは全部、副市長が出すということは全部出すということですよねというのが確認で1点。

それから財政推計の関係ですけれども、大前提として推計ができる人というのは、士別市役所の市の職員の皆さんなんです。市民の側は私も含めて推計できないです。情報がありませんので。その上で、今後の25年の長期計画をしたときのまちの姿はこうですよというときに、その情報を出していただくのは市から出してもらうしか、市に作業してもらって市が出してもらうしかないんです。そうやって市民は市役所を信頼してこのまちにいるんですから、そこを、その精度、角度をどうするかということで、副市長の本当に実直な、やはり出すからには、根拠に使えるものをしっかりと出したいというのもあるんですけども、やはり今のこの人口規模が減ったときの財政ってどれぐらい小さくなるのかとか、学校はどれぐらいの校数なのとか、それこそ未来、一緒にこの地域で生きていきましょうねというときには、ある程度の姿を見せてもらうというのが、やはり出し方は本当に工夫は要ると私も思うんですけども、そこにチャレンジなくして今後の計画作成やいろいろな施設統廃合に、市民の理解を得ながら進めてい

くということが難しくなるのではないかという危惧をしています。

もう1点言わせていただくと、5月28日の財政の説明会に、夜にあった説明会、市民の方々よりも市の幹部職員の参加が多かったですよね。ということは、私が今言っている、この資料は何ですかというところが、ともすれば市の内部としても、ある特定の部署以外は、この前提の資料、財政見通しは市民と同じレベルなのかという、ちょっと不信感を持つてしまうわけであります。

そうではないんだ、しっかりと市は今後の、いわゆるまちの財政規模や財政事情、それこそ財政事情についても、それは先は分かりませんけれども、だからその前提是、今の現行の財政制度の下の人口規模に照らし合わせてこれだけ、それに対して例えば厳しく見ればこうだろうとか、こういうことがなくなればこうだろうとか、それはいろんな前提あると思うんですけれども、やはりそこを、まずは内部でしっかりと作業をされて、共有されたものを市民に公表してほしいというのが私の望みです。

そういう意味では2点、繰り返しになりますが、実行計画、実行・展望計画の評価書の公表と、財政設計の見通しについての簡易版でもいいけれども、速やかな公表、これを求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから実行・展望計画の総事業点検の公表についてお答えをさせていただきます。

総事業点検の公表結果については、あくまでも施策アセスメントに向けた基礎資料ということで、総事業点検の考え方方が施策アセスメントに盛り込まれています。そういった関係から内部資料ということで、公表はしないという取扱いで進めていきたいと考えています。

また、市長の公約の26事業については、一部、施策アセスメントに含まれていない事業、本日、西川議員から御質問のあった26なんですかけれども、そういった事業もありますので、その市長公約の26事業については、整理ができ次第、公表していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 財政推計についてであります。

西川議員がおっしゃるように、確かにその財政のことについては市役所でしか分かりませんし、市役所の中でも、さらには財政収支はなかなかつかめないという、それは実態はあります。

財政課においては、常にその財政状況を念頭に置いて仕事を当然しておりますし、例えばその決算時、そして普通交付税が決定されたとき、あるいはその予算編成前だとか、そういった時々に触れて、これは今の財政状況はどうなっているんだということについては、しっかりと把握している実態にあります。

それで、市民向けに開催しました説明会で、市民よりも下手したら職員のほうが多い多かったの

ではないかというお話をいただきましたけれども、これはこちらのほうから職員向けに、当然、その今の財政状況というのは把握しておかなければなりませんし、共有しなければならないことありますので、これまで職員向けに単独で財政状況説明会というものを実施していたのですけれども、それをこの市民説明会に併せて職員にも聞いていただこうということで、この担当職員は説明会を別にしてみたり、管理職以上の職員については、できればこの市民説明会があるので参加してくださいという通知もしていたところあります。

それで当然、そうした財政推計を作成した上で、そしてさらには、市役所内部で職員間の共有をした上で、それを市民にも提供していただきたいというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。

我々、分かりやすい市民向けの公表内容だったり、あるいはその精度を高めることといったことについては、一層工夫をする中で、これは西川議員の要望に応えられるように努力しながら、早期にできたとすれば市民にも公表して、丁寧に説明していきたいと考えております。

○副議長（村上緑一君）　西川議員。

○7番（西川　剛君）（登壇）　次に、今後の住宅施策についてというテーマで質問いたします。

持ち家にお住まいの単身世帯の高齢の方から、家の維持費が大きな負担となっており、できれば生活の利便性の高い地域での賃貸住宅の住まいを求める声がよく聞かれます。そういう意味では、公営住宅の入居希望者は多いと思います。しかしながら、単身可、一部単身可住宅といった指定の現状、対象となっている住宅の所在など、本地域においては単身高齢者の求める住宅は潤沢ではない現状だと思われます。まずは、市営住宅の入居相談において、高齢者の単身入居に関して、入居数や相談数など、ニーズが高まっている実態なのか、状況を把握されていればお知らせください。

そして、まずは単身入居可能な公営住宅の現状についてお伺いします。高齢であることなど、住宅困窮の方が入居申込みできる一部単身可、それ以外の方も申込みができる単身可の住宅数と、全体に占める割合、また、それら住宅の入居率についてお知らせください。

一部単身可、単身可公募住宅は、上士別、多寄、温根別、朝日にある以外、市街地の要件では、部屋数や面積などがあります。単身可の公募住宅については、耐用年数が半分経過すると増えるという仕組みになっているようです。今後的一部単身可、単身可の住宅数は最大でどれぐらいになるのでしょうか、また、そのうち市街地住宅数についてはどのぐらいでしょうか、お知らせください。

その上で、これら公営住宅を含めた今後の住宅施策についての市の考えをお伺いしたいと思います。先ほどもテーマとして取り上げましたまちづくり総合計画における住宅関連施策では、現状、公営住宅や空き家に関するものが中心です。そこで、個別計画でございます令和4年度に見直しをされた、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします士別市公営住宅等長寿命化計画、こちらを見ますと、人口、世帯数の推計では今から7年後、2032年、令和14年の人口は1万5,043人、世帯数は7,324世帯、平均世帯人員は2.054人でございます。その

15年後、2047年、令和29年の人口は1万1,558人、5,903世帯、平均世帯人員は1.958人と、平均で2人を下回るとされております。この推計の点からも、今後の公営住宅の入居資格、現在は同居する親族がいる、複数人という要件については、当然、今後緩和していく必要があるのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

さらに、昨日の加納議員の質問では、市としては今後、空き家を発生させないことを目的として、いわゆる終活における住宅の取扱い、処分も含めたその取扱いについて啓発をしていくということでございます。そうなれば当然、代わりの代替住宅が必要となってきます。そういう面からも、その誘導策として公営住宅の高齢者単身入居の受皿を拡大する必要があるのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか。見解を求めます。

さらに、今後の地域全体の住宅施策を考えれば、やはり利便性の高い地域への誘導も必要だと考えます。市長公約であります季節移住対策事業は、令和5年度に、医師住宅を活用し、冬期間のまちなか移住を実施されました。現時点、ニーズは低いとして、翌令和6年度で廃止となっています。その際も、中止等の最後の総括の理由の中では、将来的なニーズはあるとされておりましし、新たな対策を検討するとされた同事業では、今後も中心部、市街地部の住まいの誘導ということを考えれば、まずは公営住宅の活用となると思いますが、新たな建物がなかなか建築できないとするならば、民間施設の活用も検討すべきではないかと考えるところです。

当該の施設として想定されますのは、特に従事者確保が難しくて休止をしています、また、今後の人口減によって事業縮小の可能性もある介護施設などについては、建物を建てる段階から高齢者向けの造りでもあることから、地域として、今後、活用検討に値するのではないかと考えるところがありますが、今後の住宅施策を考えるに当たって、公営住宅以外のこういった民間資産の把握などについてどのように考えていらっしゃるか、見解をお伺いしまして、この質問を終わります。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（薮中晃宏君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、公営住宅の入居状況についてです。

令和7年4月1日現在、士別市では、道営住宅を含む公営住宅は、全体で1,104戸管理しており、入居数は766戸、入居率は69.3%となっています。公営住宅の入居相談については、世帯状況が多岐にわたることから、単身高齢者に限った集計は行っておりませんが、単身入居に係る問合せは一定数あると認識をしています。

また、60歳以上の高齢者など一部単身入居可能な住戸の公募を行った際は、複数の入居希望者による抽選が行われる場合が多いことからも、高齢単身者による公営住宅入居のニーズは継続してあると考えております。

次に、単身入居可能な公営住宅の現状についてです。

令和7年4月1日時点における一部単身入居可能な住戸数は156戸で、入居戸数は140戸、入居率89.7%となっています。また、年齢など制限のない単身入居可能な住戸数は332戸で、入

居戸数は200戸、入居率は60.2%となっており、合わせて488戸の単身等入居可能住戸があり、管理戸数全体の44.2%、入居率は69.7%となっています。

次に、耐用年数経過による単身入居可能な住戸数についてです。

市の条例や公営住宅法に定める耐用年限の2分の1を経過し、単身入居が可能となる住戸については、将来的には面積、間取りなど要件を満たした住戸全てが該当となります。仮に令和17年度まで10年間と想定した場合、東山団地や桜丘団地など、市街地区で計50戸の増加が見込まれます。なお、市街地区以外の団地は全ての住戸が単身入居可能となっています。

次に、公営住宅における単身入居要件の緩和についてです。

公営住宅の入居には、法令に定める世帯員数や所得、間取りなど様々な要件があることから、市街地地区における単身入居可能な住戸の公募は、3LDKなど世帯向けを除いて行ってきました。しかし、募集しても応募がない世帯向け住戸の増加や、入居者が減ったことによる共益費負担などの問題があることに加え、本年5月には道営住宅において一定期間募集を行っても応募がない世帯向け住戸に対して単身の応募を可能とする要件緩和が行われたことから、士別市においても道営住宅の申込み状況を勘案するとともに、民間の共同住宅との供給バランスや多世代が住む地域コミュニティの視点も考慮の上、市街地区の団地における応募要件の緩和を検討していく予定です。

最後に、民間資産の活用や把握についてです。

士別市の市営住宅は、将来の人口、世帯数を見据え、公営住宅等長寿命化計画や公共施設マネジメント基本計画を基に適正な管理戸数への削減を進めていることからも、民間資産となる施設を市が利用する施策は難しいと考えています。

現在、介護施設などの状況は把握しておりませんが、民間事業者が福祉施設を共同住宅に転用するなど、事業形態の変更については情報収集に努めるとともに、今後におきましても、地域の人口動向や民間の共同住宅供給状況などを踏まえ、公営住宅事業の推進を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 3点目の質問は、介護職員の確保についてというテーマで質問いたします。

住み慣れた地域で安心して住み続けられるには介護サービスは欠かせません。本市においても、その介護を担う介護従事者の確保の課題や安定的な介護保険事業には報酬等の介護保険制度の見直しが必要との認識から、国への要望とともに、本市独自でも介護従事者確保に向けた事業所従事者への支援が実施をされているところであります。

しかしながら、昨今の賃金上昇局面において、令和6年度介護報酬改定率はプラス1.59%、そのうち介護職員の処遇改善分は0.98ポイント、決して十分とは言えない内容となっており、民間における春闘の賃上げ水準がここ2年、5%近くの大幅上昇、それに準じまして公務員に

おいても賃上げ大幅勧告が続く中にあっては、これまで全産業平均を下回る賃金水準と言われている介護従事者の賃金は、その差がさらに拡大してしまいました。

本年3月、厚生労働省が審議会等会議への資料として示した内容では、介護職員等処遇改善加算を取得している施設、事業所における介護職員の基本給は、令和6年度の介護報酬改定を受けて、前年、令和5年度との比較で平均給与額はプラス1万3,960円、プラス4.3%増となりました。

しかしながら、同じく厚生労働省が実施をいたします賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金推移では、介護職員の賞与込み給与が、令和5年、月額30万円が、令和6年、30万3,000円となったものの、一方で、全産業平均は、令和5年、36万9,000円が、令和6年、38万6,000円となり、全産業平均との差は、6万9,000円が8万3,000円と拡大している状況であります。まずは、昨年度の報酬改定後ということもありますが、こういう状況であるんだということに対する市の見解についてお伺いをしたいと思います。

次に、市が平成28年度から取り組んでいます介護従事者確保に関する補助事業についてお聞きをいたします。

市は、就労定着や資格取得支援、また、市外からの就労に対する支援金、事業所における研修費用補助など、多くの支援メニューを用意しています。とりわけ、令和6年度、昨年度からは、既存事業の拡大等基金を活用し、介護従事者確保緊急支援事業もスタートさせているところであります。さらに、これらの事業については、補助事業の検討に当たっては、毎年、事業所との意見交換を行うとともに、令和5年には、アンケートの実施によって介護従事者の声を直接聞くなどの手法を基に支援内容の拡充や見直しもされているところであります。そういう意味では現場実態に即した対応をいただいておりまして、介護事業所から多くの評価をいただいているところであります。

このように、実態に合わせて制度見直しをしていただいている支援策でありますから、今回の一般質問の機会の中で、補助対象外となった事例を紹介し、制度の見直しを求めたいと思います。

取り上げます事例の補助金は、平成30年度から実施をしている補助金、補助メニューであります新規介護従事者就労支援補助金でございます。

制度の概要は、市外から移住者に対する就労定着支援として、市内の介護事業所に就労し、一定期間経過後、支援金が交付されるというもので、1年経過後10万円、2年経過後15万円、3年経過後25万円と、3年経過後の合計額は50万円でございます。令和6年度の見直し、拡充によりまして、この3年目の支給額がこれまでの20万円から25万円と増額をされているところです。

対象外となった方、御本人に了承を得まして、少し具体的にお話をいたします。市外で介護職として働いてきたこの方は、士別市内の介護事業所での就労を予定し、昨年1月に士別市に転入、3月から市内の介護事業所に勤められ、その事業所には現在も就労されておられます。

1年を経過後、補助金申請の相談をすると、支給要件を満たさないということでした。支給要件を確認すると、この補助金は、転入日から前後1か月以内に就労することが要件となっているため、この方の場合は、1月に転入をし、3月に就労、2か月が経過しているので駄目ですとのことでした。

それ以降、この方の勤める事業所によって、就労予定の移住であること、転入であること、さらに、よりプライベートな内容にも触れますけれども、この方には同じく介護職で働く連れ合いの方もいらっしゃって、介護職特有ですが、御結婚された後もこの間、長期休みが取れなかつたということもあって、今回の移住、転職を機会に、この機会を利用して旅行をするなどしまして、結果、すぐに就労とはならず2か月空いたといった経過がありました。

事業所からも、就労目的の移住であることは間違いないということを申し上げるとともに、一方では、この支給要件であります転入日が就労日の前後1か月となっている理由は何なのだとすることも求めたところです。

市からは、要綱にそう定められているから、この要件でこれまでほかの方についてもお断りをしているからとの回答でございました。補助対象外となった件はこういった事例でございます。私としては、これは市がつくるルールであり、どうして要件変更ができないのかと思いまして、この間の補助金支給実績について資料を頂いたところ、この補助事業支給対象となつたのは、平成30年度からこの間、これまで5人、決して多くの方が支給を受けている補助実績ではありませんでした。

この要綱で断った方がいるからということでありますけれども、断った方というのが、どういった要件でこの要件を満たさなかつたのか、また、これまで何人いらっしゃったのかというのは分かりませんけれども、仮に、この補助金、支給された方が5人で、それ以上の方を補助対象外としてお断りしているのであれば、そもそも現状の要件が実態を反映した要件なのかと。今回の場合、要件を変えてでも認めてあげたらいいのではないかという気持ちでございます。

さらに、この補助金の転入日と就労日の前後1か月以内というこの要件については、市のホームページを見ても、市が制度概要をまとめたチラシにも、その記載はございません。ホームページに添付をされておりますチェックリストや、あるいはホームページの例規集のページにございます要綱を確認しなければ気づけないという状況でもあります。士別市に移住をされて、介護事業所で1年働いた後に確認すると、転入日、就労日の関係で対象外だと分かった。さらに、1年経過の10万円が対象とならない場合は、当然のように2年働いての15万円、3年働いての25万円も支給を受けられませんので、この方、合計50万円全てが当たらないという現状でございます。

事例として紹介しましたこの対象外となった方は、いずれも、先ほど連れ合いさんが言ったのだけれども、介護職で働く夫婦でもあります。御本人いわく、世帯での引っ越しとなれば、住まいのみならず転入後の手続などもいろいろあり、すぐに働けない事情もあります。移住して介護事業所に勤務しているという点で認めていただけるとありがたいということを申し

ておりました。

さきにも申し上げたとおり、これら補助金は、この間、事業所や従事者の声を受けて柔軟に見直しをしてきております。また、これら補助金の予算については、これを議決してきた議会の議員の一人としても、市外からの介護事業所人材確保という目的は果たされているのでありますので、支給を認めてよいのではと考えているところであります。

結果、この間、予算が未執行となっている状況なら、申し上げたいのは、適切な予算執行により、より政策効果が現れるよう実態に即した見直しを検討すべきであります。加えまして、施策目的を果たしているのに補助金がもらえる人、もらえない人がいることのほうが施策としては不整合ではないかと思いますが、その点も見直しの理由となりませんか、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

関連をしまして、さきに触れました令和5年に実施した介護従事者のアンケート結果からは、さらにこの地域で働く介護従事者の切実な声が寄せられております。仕事の満足度の設問では、仕事の内容、やりがい、職場環境などは満足、ある程度満足が大半ではございますが、賃金については、やや不満、不満が多く、働く上の悩み、不安、介護業界の離職が多い理由といった2項目の回答としましては、いずれも仕事内容の割に賃金が低いが一番多くなっています。

また、介護人材不足の打開策として有望なものはとの問いには、賃金の大幅アップ、基本給の底上げが一番となっています。先ほどから触れている人材確保の支援策、その多くは、あくまでも新規就労がメインとなっています。賃金に関して課題と思っている方が多い介護現場で働く方々の声は、長く勤めていればいるほど、会社からの賃金による処遇改善がなかなか進まない状況もありまして、この働く地域における必要な仕事をしているという評価をされたいというものですございます。

従業者に対する賃金不足を、市が全て埋めることは当然できないということは承知をしておりますが、例えばこういった行為に応える複数年の勤務に対して、市から就労慰労金のようなものを制度として創設できないか、今後の新たな人材確保策の補助メニュー案として、最後に御提案申し上げまして、制度の見直しと提案の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、介護職員の賃金実態についてです。

国はこれまで、特定処遇改善加算やベースアップ等支援加算のほか、昨年度の介護報酬改定などで介護職員等の賃金改善を図ってきましたが、昨今の大幅な民間の賃金引上げの中にあって、議員お話のとおり、介護業界では全産業平均との給与差は拡大し、改善には至っていない状況です。

全国的な課題として介護職員が不足する中、こうした賃金格差の拡大は、他産業へのさらなる人材の流出が危惧されているところです。介護従事者の賃金は、公定価格という制度の性質

から、介護報酬で適正に評価されるべきものであり、さらなる処遇改善と併せて、費用負担の在り方も含め、介護保険制度やその制度を支える人材の確保が持続可能なものとなるよう、今後も市長会等を通じ、国に要請してまいります。

次に、新規介護従事者就労支援補助金の要件見直しについてです。

この事業は、介護に従事する移住者の確保、定着に向けて制度設計したものでありまして、そのため、短期間での移住と就労の2つの要件を同時に満たすことを求める内容となっています。この要件を緩和していくということは事業目的そのものを見直すことにもつながるため、介護従事者確保対策として実施している他の事業との整合性を図りながら、全体に検討することが必要と考えます。

今年度は、まちづくり総合計画の新たな実行計画の策定を行いますので、昨年から実施している緊急確保策の検証と併せて、これまでの実績や事業効果、使いやすさなどについて、毎年実施している意見交換の際に、事業所の皆様からの御意見もいただき、一層効果的な事業となるよう見直しを進めるとともに、より分かりやすい周知に努めてまいります。

次に、介護人材確保に関する新たな補助メニューの提案についてです。

御提案のありました、継続勤務した方に対する就労慰労金などの支給については、条件や金額にもありますが、市内で介護に従事している方は500人程度であり、年々減少傾向で、高齢化している状況にはあるものの、多くの方が該当する可能性もあり、恒久的なものとするには、財源的な裏づけも必要となります。市内の人材不足は、対応が急がれる課題であり、特に介護業界は低賃金も相まって、解決が難しい分野ではありますが、慰労金支給などによる人材の確保は他の分野にも波及することも考えられるため、慎重な検討も必要です。

さきに申し上げました意見交換の際に御提案のありましたことについて、各事業所の意見をお聞きし、慰労金の支給が人材の確保、定着に果たす役割について検討してまいりますが、介護従事者が離職せず、働きがいを持って安心して生活できる賃金を得ることは、公定価格たる介護報酬で手当すべきものでもあるため、市としては引き続き、報酬の引上げなど制度の見直しを求めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○副議長（村上縁一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 具体的な事例についてどう対応するかということは、全体的な部分で今後の見直しするかしないかも検討だということで、極めて残念な答弁でございました。

事業所の相談によっては、実は理事者のほうの確認も経て、出せないよということの話でありましたので、議会のこの公の場でどうなんだということで求めました。結果、変わらずということで、総合計画の今、検証作業等やっているのは、時期どうなんだという話なんですかけれども、1問目のときに言った部分で、総合計画の4年目を待たずにした見直しや、あるいは、これはいいことなんですかけれども、介護でいけば緊急対策事業を6年度から始めましたということですね。だから、市がやるときには、そこのはやるんですけども、見直せって言った

ら、こちらでこのルールですという、そういう取扱いについて少しどうなのかなということを、まず感想として。

それで、他の補助メニューとの整合性という部分でいくと、今申し上げている部分は、平成30年度からかなり長い期間、このルールで来ているのですけれども、今言っていただいた令和6年度、昨年度の新たな緊急対策支援メニューは、リスタートや就労支援は、これは勤めたときにもらえるんです。例えばリスタート補助金というのが昨年できているのですけれども、介護事業所で前の職を辞めて、3か月以上あった後に、また介護事業所に勤めたら10万円。資格を持っている方は20万円支給です。要件は、この先1年間勤めることという、後発の市の補助金がそういったメニューを見て、現行の部分、1年経過したら、要件確認したらもらえなかつた、10万円。それと、こういう意味ではちょっと私自身は、その6年度のときに、この今も取り上げている補助金は、その際に、3年目の支給額を5万円増額して、実は見直しをしているんです。だけど今言ったみたいに、1年目の要件はそのまま来ているので、当たらない人がいる。結果的にはこれは未執行が増えてしまうのではないか。それだったら効果的活用として、ぜひ見直しをということを提案をさせていただいているところであります。

そういう意味ではこの具体例の部分、対応等どうなんだろうと。その制度全体の整合と言うのであれば、そういう介護の中の部分はどうなんだろうということと、もう一つは、市は今度、奨学金返還の支援金、月2万円、年間24万円、最大10年間、240万円、奨学金の返済を抱えた方が土別市内に勤めていただいたら、最大10年間、240万円支給しますよということも最近始めている。こういった部分も含めて、介護の中のメニューの部分もそうですけれども、全体的な移住政策や人材確保施策について、やはりどうせやるんだったら、今回の機に、全体の、本当に市全体の取組としての見直しのほうでやっていただきないと、少し今回の、今後と言うのであれば、そこも含めてぜひ検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしくお願ひします。

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回、該当とならなかった新規の介護従事者の就労支援の部分につきましては、30年度から、そのときの政策目標としては移住、そして介護での就労という、そこに重きを置いていたために、なかなか実績も伸びませんでしたし、転入から前後一月以内での就労ということでルールを設けさせていただいたところです。

その一方で、あまり実績も上がらないという状況もある中で、介護従事者の不足が年々悪化していくという状況もあって、このままでは介護に従事する方の確保も難しい。ひいては、そういうことで事業所が閉鎖されていくような事態も生まれかねない。そういうことになれば、介護サービスが、保険はあってもサービスがないような状況も生まれかねないという危惧もありまして、緊急支援事業ということで6年度からスタートし、2年経過したときには、その目的がうまく達成されているかどうかについては評価をして、見直しをしていくということであ

らかじめ決めておりました。併せて、そのときには、既存の事業についても目的が達成されているのか、そのことについては、介護事業所の皆様の御意見もお聞きする中で、そこは見直していくこうということで決めておりましたし、今回もそういう答弁をさせていただきました。

要綱を変更してでも今回認めてあげてはということもありましたけれども、やはり何か補助金なりを交付する、例えば負担をいただくということであれば、一定のルールをつくって、そのルールの中で当てはまるかどうかを精査した上で、当てはまる方に、例えば補助金を支給する、負担をいただくとか、そういう形になろうかと思いますので、そこを遡って変更して、そこに該当させるということになりますと、そういった助成制度の安定性を損なうことにもなりかねませんことから、遡っての見直しという部分については難しいと思いますが、これから新しい実行計画、総合計画をつくるていく上では、事業所の皆様の御意見も聞いて、そういった部分については例えば期間をもっと広げたほうがいいですかとか、そこは期間については撤廃したほうがいいのではないかとか、そういった御意見もいただく中で、より事業者の方が使いやすい、そして従事者不足が解消されるような事業にしていくという考えもありますので、事業所の意見交換の際にはそういった意見を寄せていただきたい、行政とともに事業者の方々としても事業が継続できるような形で進めてまいりたいと思いますので、そこら辺については御理解と御協力をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 第2回定例会に伴い、一般質問させていただきます。

今回のテーマとしては、教育行政についてです。

現在、社会環境が急速に変化し、将来の予測が困難な時代となっているようです。IT革命が象徴されるデジタル時代の到来に、国が作成した教育振興基本計画において、持続可能な社会のつくりでの教育育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上、この2点。全体を貫く統一な視点を基本的方針として、地域や学校と共に学び、支え合う社会の実現に向けた教育の推進、教育デジタルトランスフォーメーション、DXの推進に基づき、教育政策の目標として、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、生涯学び活躍できる環境整備を示している。本道の人間像として、夢や課題に新たな発想で挑戦する人、ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人が挙げられています。

そこで、本市教育委員会の地域コミュニティを基盤とした学校教育、社会教育、スポーツが一体となり、生涯学習を通じて市民に根差したウェルビーイングの心身の健康の維持向上を目指している。実現には、人材の確保や育成、中学校を中心とした学校部活動の地域展開、各種関係機関や団体の指導者による教職員、このように挙げられていますが、その結果と地域での理解の、今までどのように進められているのかをお聞きしたいと思います。

次に、学びの機会を保障し、教育の質を高める環境整備について、ソフト、ハードの面の教育環境づくりとして、ICT端末を活用、デジタル教科書、授業支援アプリの活用、A.I.ドリ

ルなどを活用して、教育の質を高める取組の推進には、児童生徒にとって全てが本当に必要な教育の質を高める必要があるものか、疑問視されています。

そこで、なぜなら北欧、フィンランド、教育先進国としてデジタルを積極的に導入したが、子供の学力低下や心身の不調が顕在化し、見直しされている。その背景には、フィンランドの教育は、柱として人材育成に力を入れて、大学の授業料は無料、小学校以上の教員は修士号、教育現場へのデジタル導入は早く、1990年代から進められました。2000年に始まった国際学習到達度調査PISAで、子供の読解力は上位、2003年には数学的応用力、2006年には科学的応用力も、国際学習到達度調査で本格的にはかられて、上位、好成績でした。

しかし、2022年からは、さきの三分野の順位が上位から9位に落ち、教育は急速なデジタル化に対応できるものではないと話している。また、小都市リーヒマキでは、国内での教育のデジタル化に先進的に取り組んだ自治体。10年前から中学生に1人1台のノートパソコンは配られ、デジタル化した教科書や教材が多様化してきた。2月下旬、市内の中学校では、教室の風景が変わっていたそうです。そこには、パソコンではなく、紙や鉛筆、教科書。また、問題プリントは鉛筆やペンで書き込んでいたそうです。デジタルから紙に戻されていました。

パソコン授業が増えると、子供たちの集中力が低下し、短気になることが多くなり、フィンランド全体の問題化した、デジタル化に偏った教育への懸念が高まったそうです。また、心身未発達の子供に悪影響を及ぼすことも懸念し、また、韓国ではAI、人工知能を搭載したデジタル教科書の配付を始めたが、韓国メディアでは導入は32%、これは2月下旬のデータです。また、7割の保護者がデジタル依存に陥ると懸念、また、5割の教師と生徒は、コミュニケーションを促進するものではないと、否定的であった。

導入に反対する教員労組は、未来の教育に必要なのは、AI技術よりも問題解決能力だと訴え、また、日本では2月、中央教育審議会の作業部会では、昨年から議論の中間まとめとして、デジタルを紙と同じ正式な教科書とすることなど、提起した。すなわち、問題視されていました。

そこで、北欧国の教育先進国の話をしましたが、本市教育論としては依然、タブレット端末デジタル化を推進していく方向として予算も可決されましたが、このデジタル端末については更新ということだったんですけれども、さきに述べた中で、デジタル化についての具体的な考え方と、ウェルビーイングの向上、心身の健康について具体的な考え方をお聞きいたします。お聞きしたいのは、教育長からお聞きしたいと、答弁よろしくお願ひします。

次に、ふるさと教育について、本市の勤労観や職業観を育み、ふるさと教育が本市において経済効果を生んで、児童・生徒の本市に対する経済効果がどのように表されていますか、これについてもお伺いいたします。

道教委の求められている人間像として、夢や課題に新たな発想で挑戦する人、ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展に行動する人と挙げられていますが、本市の教育の求められている人間像として、どのようなことがグローバルな視点として考えられますか。夢や課題

に挑戦し、新たな希望や発想の挑戦は、次世代の発展や発想に結びつく原点となると思いますが、具体的な考えをお伺いし、私からの質疑とさせていただきます。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君） (登壇) 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ＩＴ革命に象徴されるデジタル時代についてです。

各学校においてはG I G Aスクール構想により、ＩＣＴ端末を活用し、個々の興味関心や学びの深度、特性などに即した学習の充実を図る個別最適な学びやクラウド環境を活用し、共同編集や双方向のやり取りを行うほか、他者の考えを取り入れ、広い視点で学びを深める協働的な学びにより、身につけさせたい資質・能力の育成に取り組んでいます。また、カメラ機能等を活用したオンライン授業などの実施により、遠隔地との交流や、登校することが難しい子供への学習保障も行っています。

子供にとっての主たる教材となる教科書においても、一部の教科でデジタル教科書を導入しており、動画の視聴や物事を立体的に見たり、拡大表示できるなど、より理解が深まることが期待できるほか、学んだことの理解の習熟を図るA I ドリルは、子供にとって自分の苦手な分野、傾向に応じた効率的な学習を行うことができること、教師にとって問題作成業務等の負担軽減により、児童生徒一人一人と向き合う時間を確保できることなどから、現在トライアルとして活用しているところです。

一方で、議員お話しのように、デジタル依存を懸念する背景として、長時間の端末使用による視力低下、姿勢不良、睡眠障害などの健康リスクや、コミュニケーションの希薄化なども考えられるところです。したがって、ＩＣＴとの健全な付き合い方を学ぶメディアリテラシー教育や、家庭との連携による端末使用時間のルールの設定、読書や遊びの大切さを共有するなど、デジタル機能を生かしつつ、同時にアナログのよさも取り入れる指導の工夫を行うことで、子供たちが知識技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力をバランスよく育んでいくる教育活動を推進していく考えであります。

次に、ウェルビーイングの向上についてです。

教育行政執行方針で述べているとおり、子供一人一人が自分のよさや可能性を見つけ、夢の実現に向けて豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができる教育活動を推し進める必要があります。

現在は物事の不確実性が高く、将来の予測が困難な状況であり、本来、安全・安心な居場所である学校においても、いじめや不登校、教職員の休職者が年々増加するなど、これまで以上に子供も教職員も幸せな笑顔で生き生きと過ごせる学校づくりが求められています。

各学校における年度の経営ビジョンを示す学校グランドデザインを見ても、子供にとっても、教師にとっても、保護者・地域にとっても幸福度の高い学校づくりの指針や重点などが示されているところです。

具体的には、子供一人一人にできたという達成感、分かったという満足感が得られる個別最

適な学びと、協働的な学びを一体的に図った授業づくり等の教育的機能の充実。異学年交流や体験的な学習、外部人材を活用した事業を通じ、自己肯定感や自己有用感を高め、自らの夢や目標に向かって取り組む態度などを育むなどの社会的機能の充実。学校生活において、より感度を高め、子供の言動を見取ったり家庭での状況を把握したりするなどして、仲間同士が安全安心にコミュニケーションを図ることができる福祉的機能の充実など、各学校においては誰一人取り残さない適切な指導・必要な支援を行っているところです。

次に、ふるさと教育についてです。

本市における地域に根差したキャリア教育、いわゆるふるさと教育として長年、各小学校で取り組んでいる農業学習では、士別を知る、地域の人から学ぶなどの学習活動に取り組んでおり、士別市農業学習推進委員会において各校の成果と課題を共有しながら進めているほか、各企業や事業所に御協力をいただき、中学校で実施する職場体験、士別東高校による地域社会に貢献する人材を育むインターンシップを実施しています。

これらふるさと教育は、本市の子供たちが地域の魅力を学び、実感することで、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会への貢献意欲を抱き、士別で自らの力を發揮したい、貢献したい、また、一度士別を離れても、士別を思い返したり、士別に戻り就職に就くなど、結果として地域の活性化につながるものと考えております。

最後に、グローバルな視点を持った人間像についてです。

先ほど申し上げた、ふるさと教育を推進するに当たって、子供に身につけさせたい資質、能力として、キャリアプランニング能力や課題対応能力、社会形成能力等を育む必要があります。その際、自分だけ、士別市だけではなく、広く多様な価値観に基づいた地域の課題解決等に向けた学習活動を展開する必要があります。

また、地域の課題を考え、答えを導き出す過程において、地球規模の課題に直面する場面も生じます。各学校においては、冒頭答弁したとおり、デジタルの力でリアルな学びを支えるといった指導の下、物事を世界規模で俯瞰して捉える目を持つなど、グローバルな視点で地域の発展に行動できる子供を育んでおり、これからも広い視野で物事を捉えることができ、柔軟性や協調性を持ち、問題解決に主体的に取り組んでいける人材の育成は重要であると考えております。

教育委員会としては、グローバル化する社会の持続的な発展に向け、今後も学校教育、社会教育、スポーツ推進、各課の授業を通じ、学校・家庭・地域が一体となった人づくりに全力を尽くしてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 丁寧な説明ありがとうございます。2点ほどちょっと再確認というか聞いてみたいことがあります。

まず1点目は、その進められるこのデジタル化について、本当に子供たちが本当に求められ

ているのかが、そこがちょっと懸念されるところなんですけれども。教育方針というか、そういう形の中での進め方でやられているような気もしないでもないです。その中では、やはり先生とPTA、生徒の間でのコミュニケーションがなかなか今はついていけないのではないか、取れていないのではないかという見方をしています。

それとその中で、ふるさと教育ということについて教育長のほうから今も言われたんですが、各地を回られた、そして、道教委の中から現場に入られた泉山教育長なんですけれども、だからよく現場のことが分かると思うんですが、僕の友達も日高のほうにいて、教育委員のほうで頑張っていたので、よく知っている先生のこと、教育長のことをよく知っているということで、よろしく頼むと言われていました。その中で、ふるさとの教育については、やはり進められている中と、その先生の考え方です。教育長も現場に入られたから、先ほども言ったけれども分かると思うんですが、先生が必ずしも、その子の問題について溶け込んでいるか、いないかです。あまり責めることはできないんですが、その考え方として、時間がない。この教育の幅が広過ぎて、その生徒に教える項目が多過ぎてやっていけないという形の中で、ふるさと教育についてのその原点を忘がれがちというか、やれないというか。

それで、本市では、温根別を境に、みんな稚魚の、サケの放流をしたり、ニジマスでしたか、その放流をしたりということは、やはりふるさとを愛し、サケのように地元に戻ってきてくれという説明もしながら、そういう行事をやっているんですが、トップの考え方もあるんですけれども、そういうのをやったって、ただのパフォーマンスではないかという方もおられるということなんです。そこら辺の教育について、子供たちは物足りなさを感じるというところがあります。そういう具合に聞いております。現場に入られた教育長だからよく分かるとは思うんですけども、そういうところの先生方の考え方の統一性も必要ではないかなという感じは思うんですが、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君） 議員再質問にお答えさせていただきます。

大きく2点あったかと思うんですけども、まず1点目の教育のデジタル化についてです。

本当に議員御指摘のとおり、フィンランドについては今、フィンランドは各自治体というんですか、そこで教科書を選べますので、その1つの自治体の報道というのは私もネットだとかテレビで見てているところです。これがフィンランド全部に展開だというところまでは、ちょっとまだ私は押されていないんですけども、いずれにいたしましても、デジタルということの弊害ということが言われているということは把握しております。

日本はこれまで、教育の先進国として、各種OECDの調査とかで第1、第2位を占めるフィンランドのモデルをまねてやってきたという経緯があります。デジタル化も、フィンランドに比べるわけではないんですけども、諸外国と比べて10年遅れていると言われていて、追いつけ追い越せでGIGAスクール構想というものが始まって今に至っております。そんな中で、これは二者択一ではなくて、デジタルのよさもあります。私たちも何か資料を調べるときに、

今まで辞典だとか辞書だったものが、インターネットという世界ともう瞬時につながってたくさん情報を得られると。やはりそういった情報活用能力というのも必要ですし、そういったデジタルの力も大事。それから、議員御指摘のように、やはりリアルな力というんですか、対面のコミュニケーションというか、そういった力も大事ということで、文科省のほうも道教委のほうも、二者択一ではなくて両輪だと。一体となって教育活動を進めていくと。このフィンランドの例なんかも受け止めながら、そういったことで今やっているところです。

ただ、デジタルにしてもリアルな教材にしても、大事なのは子供たちの資質・能力を育むための一つのツールだということなんですね。大きく言うと、知識、技能。子供たちに、その学年に見合った知識、技能、そして思考力、判断力、表現力、そして学びに向かう力、この3本を学童期かけて、高校までに身につけさせるということが大事なんです。その一つのツールとして今、デジタルという話が出ているわけで、そのデジタルの力を活用しながら、そのような資質、能力を高めていくということで、本市も今年度から、今年度タブレットの更新もありますし、教育環境の整備ということでネット環境の整備なんかもしていくところでございます。

2つ目のふるさと教育についてです。

確かに教育課程の中で、国が示されている学習指導要領の中の教育課程の中で、各教科の時間は決められているのです、大綱的な基準として、国語何時間、算数、数学何時間と。ふるさと教育の時間なんてないです。ただ、今、学校では、そういった各教科だけではなくて、たくさんいわゆる○○教育というのが、ふるさと教育、環境教育、消費者教育、北方領土学習、いろいろあるんです。それらを全部学校の教育活動の限られた時間の中で扱うというのは難しいので、学校としてはその中で、子供たちの実態、地域の実態に応じた○○学習を進めていくこと。

それで、本市においては、そこは数年前からずっと行われている農業学習だと思うんです。この農業学習の時間を生み出している時間というのは、総合的な学習の時間、低学年においては生活科の時間、3年生以上については総合的な学習の時間という、その時間の中で行っているという、そういったよさもあります。

それから、ふるさと学習は農業学習だけではなくて、それぞれ今言った国語だとか算数とか社会とか、各教科横断的な学習なんです。例えば国語の教材の中で、教科書の教材の中で、士別と関連しているところはないかなとか、例えば社会科は3、4年生で地域学習しますので、その中で地域を学ぶだとか。各教科横断的な学習がふるさと教育につながっていくかなということで、各学校においてはやはり校長先生、教頭先生を中心に、それら教育課程をうまく、何というのですか、コーディネートしながら負担のないように進めているところでありますし、私も校長会、教頭会の中で、まずは子供たちの負担感を取り除いた学習活動というものを今言っているところでございますので、その辺りは教育委員会としても負担ないように指導していきます。

共通理解というところに関しては、例えば農業学習においては、保護者も教師も、そして先

生方も共通理解を得て、これはどこかが反対だとかとなってくると、うまく教育活動って続きませんので、地域一体となった教育活動、地域の中の学校ですので、そういった共通理解を図りながら、このふるさと教育、キャリア教育を進めていくというところで、本市では学校運営協議会だとか地域学校協働本部だとか、そういったことを活用しながらやっていきますので、これからも議員おっしゃるように、その辺りの共通理解を十分に、一体となってできるような形で進めていきますので、御理解よろしくお願ひします。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 感想を述べさせていただきます。

教育長、現場に入られて、やはりいろいろと教員たちともコミュニケーション取りながらやっていると思うんですが、やはり昔堅気の人の教員というのは、それは得手不得手みたいな感じで、そこはちょっと僕にはやりたくないなという人がトップにいると、全体が暗くなってしまうんです。そうではなくて、前回も言ったこともあるんですが、研究会やっていますよと、どこどこやりますよというけれども、僕らがちょうど学生の低学年の頃は、オブラートで包んだようなそこの時間帯なんです、いっぱいほかの先生方が来るからというから、規律をちゃんとしなさいと先生から言われるので。オブラートに包んで、裸ではないんです。そういうような教育で、そのトップの人たちの考え方が固まってしまうと、地域全体がPTAやなんかとコミュニケーション取りづらくなるんですよ、先生とかは。それで、子供たちが萎縮してしまう。その中で、授業の中でデジタル化が進んでいくということは、ちょっと難しい問題があるかなという感じは思います。

いろいろ挑戦していただけると思いますので、その点は今後、教職員ともPTAとも中に入りながら、士別の教育をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。答弁はいいです。

○副議長（村上緑一君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前1時52分休憩)

(午後 1時30分再開)

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 喜多武彦議員。

○10番（喜多武彦君）（登壇） 令和7年第2回定例会に当たり、学校と地域の在り方について通告をいたしました。

新しい時代における学校と地域の連携協働の在り方について幾つか質問をいたします。若干、

午前中の中山議員とかぶる部分はありますが、通告どおり質問をいたします。

文化、すなわち将来の予測が困難な不確実な時代を生きていく子供たちには、変化に対応し、主体的に社会と関わっていく力がこれまで以上に求められています。こうした時代にあって、学校と地域が連携、協働し、子供たちを持続可能な社会のつくり手として育していくことが不可欠と考えます。

平成27年12月の中央教育審議会の答申では、これからの中学校と地域の関係の在り方として4つの柱が示されました。1、時代の変化に伴う学校と地域の在り方、2、これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策、3、地域の教育力の充実と、地域における学校と協働体制の在り方、4、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方がありました。

その中でも私が特に注目しているのが、時代の変化に伴う学校と地域の在り方に関する提言です。この中では、地域とのつながりの希薄化や家庭教育の課題、学校が抱える複雑化、困難化する問題に対し社会がかりで教育を支える必要性が指摘されました。また、学習指導要領の改訂や、社会に開かれた教育課程、教職員のチーム化といった教育改革とも連動し、学校と地域がパートナーとして共に歩むことの重要性が強調されています。

本市においても、コミュニティ・スクールの全小学校、中学校、高等学校への設置をはじめ、学校運営協議会の早期からの導入や地域との協働を見据えた研修の実施など、先進的な取組が行われてきたことを道内でも高く評価されているのは教育長も承知されていると思っております。

また、他自治体からも注目をされ、特に2018年全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三笠において実践発表がされ、評価されていることは、市民として誇らしく感じているところであります。学校運営協議会と並行して、当初からの取組が先んじていたことにも起因していると考えます。

上川教育局での研修では、各学校の管理職、PTA、サポート企業からも多数参加されていたのは、安川教育長のときに、教育委員会の先行きに対する地域との連携、一体となった取組の必要性を早くから察知していたことだと感じております。

また、本市は民間の社会教育士が多数活躍されており、地域には60弱の家庭教育サポート企業も存在をしています。これは、上川管内233者に対して占める割合は、旭川に次いで多くあり、その代表は士別の企業の経営者であります。これらの民間資源は、地域の教育力の高さを示すものであり、今後の教育活動において、学校の負担を軽減しながらも、キャリア教育やふるさと教育といった地域との連携が不可欠な分野で力を発揮していただけるものと考えております。地域をフィールドとした学びや世代を超えたつながりを通じて、子供たちは自らの役割を自覚し、社会との関わりの中で生きる力を培っていくことができます。そして、それが将来、まちづくりの担い手として育っていく土台にもなると確信をしております。

そこでお伺いいたします。1点目に、中央教育審議会の答申を受け、本市として当初に掲げ

られた基本方針とその進捗状況、また、達成度についてどのように評価をされているのかをお聞かせください。

2点目に、学校教育の負担軽減と教育活動の充実の両立に向けて、地域の社会教育士や家庭教育サポート企業など、民間の力をどのように活用し、学校と地域が共に子供を育てる体制を今後どのように整えていくとされているのか、教育委員会の御所見を伺います。

3点目に、VUCAの時代を生き抜く子供たちに必要な力を育成するため、キャリア教育やふるさと教育など、地域との連携による学びを今後どのように展開していくとされているのか、具体的な方針があればお示しください。

本市には子供たちを中心に、家庭・学校・地域がつながる豊かな環境があると感じています。この環境をいかに活用、生かしながら、次代を担う人材育成へとつなげていけるかが問われている今、教育委員会の積極的な方針と展開を期待して、私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えします。

議員のお話にあったとおり、平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化や、その役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、29年4月1日から施行されております。本改正を受け、本市におきましても、29年の教育行政執行方針で述べたとおり、学校と地域住民や保護者が力を合わせ、学校運営に取り組むための新たな制度である学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの導入を目指したところです。

これは、今までの地域に開かれた学校の理念の下、地域と共にある学校づくりを推進していくものとし、それぞれの地域にふさわしい制度づくりを基本に、29年度を準備期間とし、30年度には上士別、多寄、温根別、朝日の各地区、31年度に市内小・中学校、そして令和2年度に士別東高校に導入を図り、士別市学校運営協議会規則において具体的な取組を定め、既存の取組を生かしたコミュニティ・スクールを今日まで進めてきました。

本市のコミュニティ・スクールの特徴としては、学校運営協議会、学校と地域が相互にパートナーとして連携、協働する地域学校協働活動を一体的に取り組んでおり、学校運営の基本方針を実現するために、地域住民、保護者、民間企業、団体等の参画を得て、地域と学校が一体となった教育活動を展開しています。

次に、進捗状況及び達成度についてです。制度発足当初は、コミュニティ・スクールの在り方など、保護者や地域住民へ広く理解をいただくことが課題でしたが、市ホームページへの掲載や士別市コミュニティ・スクール通信「むすび」の発行、全地区協議会を対象とした合同研修会の開催など、コミュニティ・スクールの意義や仕組みの周知を行っており、地域の子供は地域で育てる、そういう機運は高まってきていると感じています。

また、本年4月から朝日地区と中央南地区において、新たに2名の地域住民がコーディネーターとなり、現在、合わせて6地区において、各地区ごとに地域住民6名の方に地域コーディ

ネーターを担っていただき、毎月連絡調整会議を開催し、活動報告や課題の共有、資質向上の研修などを行い、地域と学校の橋渡し役となり、今後においても、地域に開かれた教育課程の実現に向けた学校運営協議会のさらなる役割が期待されているところです。

あわせて、地域学校協働活動においても、徐々に地域に認知され、南地区での挨拶運動やラジオ体操、上士別・多寄地区での1日防災学校など自治会と連携した活動を展開しており、地域と共にある学校づくりはもとより、学校を核とした地域づくりの仕組みに即した取組が行われています。こうした発足当初における制度理解の促進をはじめとした諸課題については、少しずつではありますが、着実に学校、地域の浸透、理解を深めているところであります。今後においては各地域のよさを生かしながら、さらに学校と地域が一体となった取組を進めています。

次に、民間の力の活用についてですが、本市では、市職員を含め約10名の社会教育士が活躍しております、地域コーディネーターや行政の諮問委員となるほか、地域のまちづくり市民グループなどで、人づくり、つながりづくり、地域づくりに取り組んでいます。

また、北海道家庭教育サポート企業制度は、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道が協定を締結し、家庭教育の一層の推進から職場への見学や、学校行事などの参加促進を図るための制度で、本市では58の事業所がサポート企業となっています。

社会教育関係事業におきましては、職場見学、職場体験事業や、ふるさと体験広場の指導者など、家庭教育サポート企業を含めた様々な事業所の御協力をいただき、子供の教育に関わり、地域で子供を育てる活動を進めています。

学校教育関係におきましても、小学校におけるトヨタ自動車士別試験場での視察見学、ダイハツ工業によるものづくり体験教室など、各企業は子供たちのキャリア教育に携わっていただいており、そのほかにも今年度、士別南小学校のクラブ活動において、地域コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となり、地域住民が講師を務める取組が行われるなど、社会教育士や家庭教育サポート企業のほか、様々な事業所や市民の方にそれぞれのスキルを生かし、子供たちに本物を伝えたり、学校生活を豊かにする活動をサポートしていただいている。

令和7年士別市教育行政執行方針では、第3章、地域と一体となった持続可能な教育の実現の中で、地域と学校の連携・協働の推進については、地域と学校が共に成果や課題を共有し、幅広い地域人材の参画による連携・協働が図られる教育活動及び教育環境の充実を目指すことを掲げています。今後におきましても、市民誰もが先生になれ、誰もが生徒になれるまちとして、世代を問わず、市、地域、企業が協力して取り組んでいくよう、関係各所に働きかけていきます。

最後に、地域と連携による学びについてです。

士別市の教育体系をグランドデザイン化した、令和7年度士別市まなびフォーカスでは、学校と行政、地域が一体となって子供を伸ばす、守る、支えることを掲げ、地域と一体となった持続可能な教育の実現で、地域と学校の連携・協働の推進として、地域に開かれた教育課程の創造、教育資源・人材の更新・発掘、世代を超えた交流機会の設定にそれぞれ取り組むことと

しています。具体的には、ふるさと体験広場のほか、チャレンジ寺子屋やチャレンジスクール、子供議会などの事業において、地域の学びやつながりづくりを進めます。

本市のふるさと教育、キャリア教育につきましては、これまで述べたとおり、地域人材や各種企業など、様々な方々の御協力をいただき、自然、歴史、文化や地域の交流、体験など、子供たちの興味関心を広げ、ふれあいを大切にした学びの機会をつくり進めます。学童期の子供たちが地域を題材とした学びを実感できる一つ一つの体験があつてこそ、成長した子供が士別で就職したり、一度離れた子供たちも将来、ふるさと土別を思い返したりするなど、ふるさとへの愛着や誇りを育むものと考えています。

今後におきましても、本市の発展に欠かすことのできない教育と学び、そして人づくりについて、教育行政執行方針に基づき、さらなる充実に努めます。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 幾つか再質問、あるいは確認ということでお伺いしたいと思います。

進捗状況及び達成度についてなんですかけれども、答弁の中で、地域の子供は地域で育てる機運の高まりを感じているとのことでありましたか、これは具体的にどのようなことにだったのか、どのようなことかというのをお伺いしたいと思います。

それから、学校におけるキャリア教育とふるさと教育の中で、地域との連携については理解をしたんですけれども、一方で、行政と連携して取り組んでいるものは何かないのかなというところも一つお伺いしたいというところがあります。

それから最後、いま一度確認です。教育委員会の積極的な方針と展開というところの答弁がちょっと確認取れなかつたんですけれども、その中で、令和7年度の士別市まなびフォーカスについて触れられていたんですけれども、これ、4月22日付のホームページの公開の中で、結構読み込んではいるんですけども、かなり細かく、教育長の恐らく性格ですよね、この性格が本当にもうじみ出ているなと思っています。詳細に丁寧に書かれています。ただ、大変申し訳ない言い方なんですかけれども、細か過ぎて、やはり伝わりづらいのではないかというところがあります。もうちょっと雑駁にしながら、そこからひもづけしながら広げていったほうが、もっともっと深く読んでいただくことができるのではないかということが一つの感想として述べさせていただきたいと思います。

伴って、次期学習指導要領が改定となるんですけれども、そこで本市の教育についての、教育委員会としてどのようなグランドデザインを描かれていくのかというところの、以上3点を再質問したいと思います。お願いします。

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

私のほうからは、1点目の進捗の関係の部分、それから行政の連携の事業の内容についてということで、この2点お答えさせていただきます。

まず、進捗状況、達成度について、機運の高まりという部分での具体的な内容についてなんですが、制度実施当初においては、このコミュニティ・スクールの仕組みを構築し、まず学校、地域、保護者へ理解を促すということ。それから、それを広げていくためにこの間、コーディネーターのスキルアップにも図ってまいりましたが、御答弁で申したとおり、地域によって活動内容は様々でございますが、少しずつですけれども、つながっている状況ではございます。

ただ、昨年開催しました合同研修会の中で、以前、社会教育主事という立場で市教委のほうに在籍されてました、本市のコミュニティ・スクールの制度の構築に携わりました、現士別南小学校の藤田校長先生のほうから、これからの中のコミュニティ・スクールを考えるということをテーマといたしまして、コミュニティ・スクールの立ち上げですとか、学校運営協議会の趣旨、また、学校の課題ですとか将来の士別、これからの中の士別を支える人材の必要性などについて御講演をいただいたことがございました。

その参加者のアンケートの中で、コミュニティ・スクールについては約8割の方々が理解をできているという形で御回答いただいております。ただ、現在のそういった状況だけではなくて、今後の取組の中につながる御意見ですとか、各協議会の中での活動状況について情報交換を希望するといったような声も非常に多くございまして、そういった部分からもCSが学校と地域に根づいてきており、機運の高まりを感じているというところでございました。

先ほど答弁でも申し上げましたが、士別まなびフォーカスにおける学校と行政、地域が一体となって子供を伸ばす、守る、支えるという方針を軸に、学校、行政、地域の連携、協働というものを推進していく中で、子供、学校、地域が必要とする効果的な体制づくりには引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目、行政と学校におけるキャリア教育、ふるさと教育等の行政が学校と連携して取り組んでいる事業についてですけれども、こちらの部分については、取組の一部でございますけれども、キャリア教育で言えば、市内小学校の職場見学、中学校の職場体験、また、地域の部分の、児童生徒に税の意義ですか役割を正しく理解してもらうために、市の税務職員と税務署と連携して行っている租税教室、そういったものの取組、また、行政側としては、士別地区の広域消費生活センターと連携してという形となりますが、消費者教育ですか、士別東高校の市内企業などのインターンシップ体験などもやってございます。

また、ふるさと教育といたしましては、上士別・温根別地区で行われています公民館とのサケの稚魚放流事業ですか、ふるさと給食もその一環でございますし、また、子ども文化活動推進事業の文化体験、自然歴史体験といったコースの事業もございます。こうした地域のつながりによって、子供たちの将来を豊かにして、ふるさとへの愛着心や誇り、こういったものを育んでいくことですとか、知識や技能だけではなくて、変化の激しい社会に対応できる力、また、コミュニケーション能力を養う中で、持続的な社会に向けた担い手を育成していくということが最終的に人づくりにつながる事業ということで考えてございますので、引き続きこうい

った事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

私は、以上でございます。

○副議長（村上緑一君）　泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君）　喜多議員の再質問に、後段のほう、まなびフォーカスと学習指導要領の関連ということで答弁させていただきます。

まず、今年度のまなびフォーカスなんですけれども、見ていただいてありがとうございます。これは実は毎年4月、今年は4月22日です。年度当初に、各学校の校長、教頭、主幹教諭、それは東高校も含めて管理職、あと主幹教諭を含めて、士別市の教育の推進という形で会議を開かせていただいて、そのときに、主にこれは学校向けなんですね。学校向けの一枚ものということで提示させていただきました。

その内容は議員御承知のとおり、今、先生方がそれぞれ1時間1時間の授業の中でやっていることというのは、やはり国の指針がありますよね、令和の日本の学校で。国の指針を受けて、そして道教委、道の考え方、そして上川教育局の考え方、それに基づいて上川の市である士別市の教育行政執行方針、そして先生方、一番後段は、一番下は最後、先生方が日々の授業の中でこういうことを留意してくださいって、そういう内容になっています。

ですから、市民向けに対しては、昨年6年度から作成いたしました横版の士別市まなびフォーカス2というものは、世代を超えた社会教育も含めたものですので、そういったことで本市の教育活動を周知しているところでございますので、御了承いただきたいと思います。

それから学習指導要領、昨年12月に文科大臣から中教審に諮問されて、今2年間ですから、来年の12月ですか、約2年間審議して、答申が出されて、そしてその年の年度の最後、3月に学習指導要領、令和7年度の3月に学習指導要領が告示の予定です。

中身については今、審議しているところなんですけれども、今時点、私が分かっているところ、例えば教育長会議だとか道教委の会議で情報を得ているところによりますと、1つの大きなキーワードが、やはり多様化だと。多様性。子供たちの多様化、多様性に応じた教育活動を、どういうふうに国として進めていくかと。まずそれが1点です。

それからもう一つは、先ほど中山議員へ答弁したとおり、子供たちの身につける資質、能力、いろいろありますよね、資質、能力があるんですけども、それを効率的に落とし込むためには、やはりデジタル。デジタル教科書も含めて、どういうふうにしていくかという辺りです、フィンランドの話もありますけれども、そういったところが今、論議されています。

私は、社会教育関係はどうなのかなということで、ちょっと関心あるんですけども、実は今の学習指導要領は、現行の学習指導要領が平成29年に告示されたときに、社会に開かれた教育課程というのが出たんです、キーワードとして。これが今も生きています。これはすごく、社会に開かれた教育課程、私は地域に開かれた教育課程って置き換えてるんですけども、社会に開かれた教育課程だと。それまでは、地域と一体となった学校づくりというのはずっと言わされてきたんです。地域と一体となった学校づくり、それが、社会に開かれた教育課程という

キーワードで今進められています。

ですから、ふるさと教育にしても農業学習にしても、教育活動の中に地域人材の活用を図つたり、あと、地域の企業と関連を図って授業をしたりということで、色濃く出されたんですね。ですからそれらを含めて、今度の学習指導要領の中にも、部活動の地域展開も含めて、やはり地域と一緒に中で、教育活動にどれだけ地域住民の方々が関わってこられるかという辺りは注目していますし、そういった表記もなされるなと思っているところです。

でも、今、部長答弁したとおり、道内、高校も含めて公立学校です、公立学校、小、中、高校も含めて、CS、学校運営協議会、そして地域学校協働本部、両方、学校で両方位置づけて、組織してやっているというのは、全道で約50%なんですよ。昨年度の調査で50%。本市は、今年度から翔雲高校も学校運営協議会やっていますし、あの11校は2つやっていますよね。そういう組織づくりはもう数年前から行われているので、やはりこれからの課題として、学習指導要領の表記を待つのではなく、やはり、より質という言い方は失礼なんですけれども、これまで大切にしてきた地域との連携した教育活動を維持しながら、例えば南小学校で今年度クラブ活動の中に、今まで学校の先生が主体となったクラブ活動を、地域の方々にお願いするとか、そういうやはり一つ一つ、質的なものだったり、広がりだったり、深まりだったり、そういうものを教育委員会も後押ししますし、各学校、一層の地域との深いつながりの中で教育活動を開拓していくってほしいなと思っているところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 御丁寧な答弁いただきましてありがとうございました。

またちょっと2点ほど、確認と、できればというところでお願いしたいんですけども、先ほど、機運の高まりの具体的なところでというところでは、恐らく後援を含めて、CSの理解を得られたので、そこが具体的に深まった、機運の高まりを感じたということの捉え方でいいのかなとは思うんですけども、もう一つちょっと、ここはお願いしたいというか活用してほしいのは、ふるさと教育の中で、例えば先ほどの中山議員のサケの話があつたりしたんですけども、公民館の活用をしています、あるいはふるさと給食だとかとあるんですけども、ぜひ博物館をうまく活用してもらいたいと思います。

というのは、3月に実は私は子供たちを連れて博物館に行ったんですけども、やはり学芸員もいろんなことできるんですよね。その学芸員の活用を含めて、やはり先ほど、行政との連携の取組という中に、その行政の取組の中に、博物館の学芸員を取り込んでいただいて、そしてなるべく博物館に連れていくとか、あそこで活用することをどんどん考えていただくということをお願いしたいなと思っております。この辺ちょっとお答え、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君） 喜多議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私も、ちょっと私的なことですけれども、理科の教諭だったので、ここ士別に来たときに、最初の公共施設に行ったのは、市役所の次に行ったのは、博物館です。100円払って見ました。小ぢんまりとしてましたけれども、とてもなんかほのぼのとして、リヒター閃石なんかもある、これは分かりませんよ、あと数年たつたらすごいことになるかもしれません。今、申請しているところですから、国に。新しい鉱物ということで申請しています。そういった、本当に教育資源としてはすごくいいなと思っています。

博物館の学芸員の仕事というのは、最初、1つは展示ですよね、博物館の展示の業務。それからもう一つは、やはり各種講座です、今議員おっしゃられたように講座。そして、3つ目はやはり調査・研究なんです。2人の学芸員いるんですけども、どれも文科系、理系に分かれているんですけども、一生懸命やられていますし、これからが楽しみな成果なんかもあります。そんな中で、講座の中で、私も去年、南小かどこかで行ったんですけども、結構年間、数十回は学校へ行っています。学校からの要望があって、理科だと社会の授業で。そして、博物館の学芸員が行ったりして。

あと、学芸員のほかに特別学芸員という方もいらっしゃるんですよね、地域の人材を活用して。その特別学芸員の人が行ったりして、出前講座。いわゆる学芸会、行政が主な出前講座もやっています。

また、新聞なんかでもありますけれども、学芸員の講座、小学生から一般までという博物館が開催する、来てもらう講座もありますし、学校が行っていますので、そういった中で、これからも学校の需要に応じて、要望に応じて、博物館もそれに対応した、実感を伴った理解ということでやっていますので、一層その辺も含めて、博物館のやはりよさというものを市民、子供たちにアピールしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 第2回定例会にあたり、通告に従い一般質問を行います。

士別市スポーツ振興計画については、令和6年第3回定例会に引き続き取り上げさせていただきます。

第2期スポーツ振興計画は、平成30年度から令和7年度までの8年間を計画期間として策定され、健康スポーツ都市宣言、国の第2期スポーツ基本計画の理念を踏まえつつ、市民の健康増進、交流人口の拡大、地域経済の活性化を目指して様々な施策が展開されてきました。

前回の定例会では、施設の利用者数、合宿者数、イベントの開催数、事業などの定量的な成果を御説明していただきましたが、今般は、この8年間の計画期間を振り返るとともに、次期第3期スポーツ振興計画への展望について、幾つかの視点からお伺いしたいと存じます。

総合体育館やトレーニング施設の利用増加に代表されるように、市民の健康意識が高まりを見せることは、計画の一定の成果と高く評価するものです。しかし、その一方で、施設の老朽化や地域間での利用環境の格差、スポーツによる経済波及効果の持続的な確保といった課題も

浮き彫りになっていると受け止めています。

また、大学や実業団による陸上競技、スポーツ、ジャンプなどの合宿の誘致の実績は、士別市の知名度向上や地域経済への貢献という面でも非常に意義深いものであり、さらなる競技の多様化や受入れ環境の整備が期待されます。

さらに、市長によるトップセールスの展開や市民主体の誘致活動といった他市にはない士別市独自の取組は、スポーツ合宿の里士別というブランド構築に向けた大きな追い風となっていると考えます。

こうした状況を踏まえ、次期第3期スポーツ振興計画の策定にあたっては、行政内部の財政強化に加え、市民との双方の情報共有や、誰もが参加できる仕組みづくりが何より重要と考えます。

以上を前提に、以下の5点について市の見解をお伺いいたします。

1つ目、第3期スポーツ振興計画に向けて、前回の定例会で質問した内容から、今までどのように進められてきたのか、今後のスケジュールなど、どのように進めていくのか、御見解をお伺いいたします。

2つ目、行政体制と専門知識のある人材の活用について、計画の推進に当たり、部局横断的な連携体制や専門的知識を持つ人材の確保が不可欠だと考えます。地域おこし協力隊やプロパーエンティー職員の活用、また、現在の組織体制で目標達成が可能であるのか、改めてお伺いいたします。併せて、必要に応じた体制の再構築についての検討状況や具体的に変更すべき点についても御所見をお伺いします。また、管理上の課題とその解決策についてもお聞かせください。

3つ目として、スポーツ合宿の誘致と地域経済への波及効果についてです。近年は、大学や実業団の合宿が進み、士別市の知名度向上と経済活性化に大きく寄与していると認識しています。これまでの成果をどう評価しているのか、また、合宿対象競技の多様化や受入れ体制の整備、特に宿泊トレーニング環境について、現状と今の戦略をお伺いいたします。その上で、地域経済への波及効果をどのように図り、継続的に高めていこうということか、展望をお聞かせください。

4つ目に、施設の老朽化対策と将来的な整備計画についてです。総合体育館をはじめ、市内の主要施設の老朽化が進行しています。市民ニーズの多様化や施設利用の傾向を踏まえ、今後の施設改修、更新計画について、スケジュールや予算措置の見通しを併せて、基本的な考え方をお伺いいたします。

5つ目、市民参加型の計画推進と意見集約の仕組みについてです。次期計画の策定に際して、市民の声をどう反映させていくかが重要です。ワークショップやアンケートなどを行う上で、実際にスポーツ競技に携わっている方々や組織形成など、取組や状況の課題、多様な層の市民が関わる持続的な対話の場づくりについて、市の構想をお聞かせください。

最後になりますが、スポーツ選手の立場からもお話しさせていただきます。スポーツは成績や数字で評価されがちですが、士別に来て、数字では語れない本当の価値があると実感しまし

た。充実したトレーニング環境や細やかな支援、そして市役所の皆様の支えがあって、競技に集中できています。こうした環境は、地域の思いやりや誇りによって成り立っています。選手の一人として受け入れ、仲間として迎えてくださる地域の温かさは、かけがえのない価値です。これこそが、士別が目指すスポーツを核としたまちづくりの土台であり、スポーツには人と地域をつなぐ力があると感じています。市役所の皆様が築いてこられた実績とその背景にある努力を心から感謝申し上げます。そして、今後の発展にも、新たな取組に対して率直な意見を述べ、創意工夫を重ねる姿勢が大切と考えます。士別市の誇りを胸に、地域と共に未来を切り開いていきたいと願っています。

以上で、一般質問を終わります。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えします。

初めに、第3期士別市スポーツ推進計画の策定に向けたスケジュールについてです。

本計画の策定に向けては、これまでの本市スポーツ推進計画の進捗状況の評価や課題の整理を行うとともに、市民ニーズやスポーツに対する意識などを把握するため、市民スポーツ意識調査を実施しました。

本調査については、昨年度末に18歳以上の市民から1,000人を抽出し、小学生は5年生、中学生、高校生は2年生全員を対象に、327人としました。回答率は一般で35%、小・中・高生で90%、全体では48%となりました。今後は、この意識調査の結果を分析するとともに、市民ニーズや意見を把握するため、関係者、関係団体と連携し、協議を進め、年内には原案をまとめる予定です。

次に、計画の推進にあたる部局横断的な連携や、専門性のある人材の確保についてです。

高齢者における運動の習慣化へのきっかけづくりの取組となる計画に向けては健康福祉部と、市民が運動やスポーツを継続的に楽しむための環境整備については総務部、建設環境部と連携し、協議を進めてまいります。

また、合宿の受入れ施設であるスポーツ合宿センターや朝日地域交流施設は、直接施設担当者と受入れ調整を行うとともに、招致活動についても連携を図る中で実施しています。専門性のある人材の確保については、現在、大半のスポーツ施設を士別市スポーツ協会に管理を委託しているほか、スポーツイベントについては、大会への参加や観戦で訪れる方々を、士別らしい魅力あるおもてなしとなるよう、観光協会などと連携し、取組を進めています。専門性のある人材や組織は必要だと考えており、行政内における横断的な連携と、官民さらなる協力により、今後の目標達成を目指してまいります。

次に、スポーツ合宿の誘致と地域経済への波及効果についてです。

スポーツ合宿の招致活動は、市長によるトップセールスとし、合宿の里士別推進協議会や合宿の受入れをしている宿泊施設の方々とともに実施をしています。継続チームへは、これまでの士別合宿に対する宿泊施設やトレーニング環境などへの意見や要望を伺うなど、引き続き合

宿の実施に向けた意見交換を行い、新規チームへは別個のトレーニング環境の説明や宿の情報などを伝えし、チームからの要望などを確認しています。

長年にわたる招致活動や受入れ体制の整備により、多くのチームに継続いただけていることは大きな成果であると考えています。今後におきましても、利用者ニーズをチームスタッフとの意見交換などを通じて把握し、迅速に対応していきます。

また、経済波及効果については、これまで同様に総務省の産業連関表による経済波及効果の簡易計算ツールを用いた数値を参考に、事業展開の方向性を検討してまいりたいと考えています。

今後については、合宿全体に加え、各種目的別、高校・大学・実業団などのカテゴリー別に年度ごとの増減を確認できる比較検証により、効果的な招致活動につなげていきます。

次に、施設の老朽化対策と将来的な整備計画についてです。

スポーツ施設の老朽化対策につきましては、公共施設マネジメント計画に基づき、計画的な補修整備等を進めていかなくてはなりません。将来的な整備については、利用者ニーズを把握する中で策定する、第3期の推進計画に盛り込むとともに、次期市総合計画に反映していきます。

最後に、第3期市スポーツ推進計画策定における市民参加型の計画推進と、意見集約の仕組みについてです。

さきにも述べたとおり、現在は市民意識調査の分析を行っています。今後はこの結果を基に計画策定を進めます。幼少期の活動、少年団活動や、中学・高校での活動から、社会人、高齢者までの多くの人々がスポーツに携わる中、多くの市民の声が反映される計画を目指すとともに、策定後についても市民ニーズや意見を反映した検証や見直しができる体制を構築していきます。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○副議長（村上緑一君） 湊議員。

○3番（湊 祐介君） 第3期スポーツ振興計画に向けてはこれからというところではあったと思うんですけども、具体的な内容ですとか、例えばですけれども、ワークショップなどを、今後行うという予定だとは思うんですけども、その辺日程スケジュール等決まっているのかというのをちょっと確認させていただきたいというのと、ちょっと気になったところで、行政体制の管理運営のところで、今、競技スポーツ、合宿に特化した話になってしまふかもしれないんですけども、例えばですけれども、スポーツ合宿センター管理でいうと、翠月さんだったりが、商工労働観光課、朝日スポーツ交流センターで言えば朝日支所地域生活課など、その管理しているところがばらばらというか、部署が点在しているようになっていて、私の考えですと、こういうのも必要ではないのかなというのは、例えばスポーツ課であれば、合宿に特化するのであれば、そういう部屋もスポーツ課一本にして話を進めたほうがいいのではないかと思っていて、例えばですけれども、その部署が別々であれば、意見を集約して話すかもしれない

いんすすけれども、考えもまた別に散らばってしまうのかなというのがあって、できればスポーツ課はスポーツ課でまとめて一本で話していったほうが今後いいものができるのではないかかなというところがありまして、その辺の考え方をお聞かせください。

○副議長（村上緑一君）　徳竹合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君）　湊議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、ワークショップ等の市内の関係者、関係団体との協議についての時期等々、今後のスケジュールということではありますが、現段階、細かいスケジュールについては今後と考えておりますけれども、今思っているところとすれば、全体の計画を見ていく人たちというところと、先ほども答弁の中でもお話しさせていただきました、例えば幼少期の活動、小学校の少年団の活動、中学・高校の時期の活動とか、社会人の活動という様々な点について協議をしていきたいと思っておりますので、そういうところについては、例えば行政内部でいけば、先ほどもお話しさせていただいた、高齢者の部分については健康福祉部だったり、少年団の活動の時期であれば、市内の各少年団に携わっている、指導で携わっている方々ですとかというところで、全てを全員が集まってというよりは、一つ一つの課題において携わっている方々と一緒にになって考えていきながら一つの大きな計画を策定するという形で進めていけたらと考えております。

次に、管理運営体制の一本化というところについては、これもお話をさせていただいている中で、現行も一つの例としまして、現在開催中の土別スポーツウィークに関しましても、スポーツ協会でありますとか、健康福祉部でありますとか、スポーツ協会、社会福祉協議会等々といろんな協議をしていく中で、こちらについても幼少期から大人になるまで、高齢者の方々もいろんな方々が参加をしていただける一つの運動継続のきっかけになればという思いの中から、横断的な形の中でスポーツ課だけではないところで皆さんと一緒に検討してきているところであります。

今後についてというところについては、確かに施設の維持管理については、行政内でそれぞれスポーツ課で所管していないところについてもありますけれども、合宿招致のところでもお話しさせていただきました宿泊施設等につきましては、施設のほうと直接、合宿担当のほうで受入れ体制、送迎体制の協議をしていただいたり、招致活動については旅館業組合という形の中で、一緒になって招致活動についても実施をしていく中で、しっかりと持続的な活動をしていけるように協議をしていっていると思っておりますので、今後についても引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村上緑一君）　大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）　私のほうから、スポーツ関連施設、それから合宿の関連施設の管理等について、追加でお答えさせていただきます。

今現在の管理の方法が全ていいとは思っていなくて、この春から様々な事務のことですか

組織のこと、それから施設管理のこと、協議を始めているところです。いろいろな部分に課題もありますし、メリットもあるかと思っています。結果、ちょっとまだ見えていませんけれども、検討はし始めているといったところで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） これにて、一般質問を終結いたします。

○副議長（村上緑一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明19日は休会といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（村上緑一君） 御異議なしと認めます。

よって、明19日は休会と決定いたしました。

なお、20日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時29分散会）